**重　要**（必ずお読みください。）

令和２年(2020年)５月

豊中市立小・中学校に在籍する
児童・生徒の保護者　様

豊中市教育委員会事務局教育総務課

## 令和２年度(2020年度)就学援助費の受給申込みについて（ご案内）

教育委員会では、小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、所得が認定基準額以下の方を対象に、就学するために必要な学用品費などの援助を行っております。

今年度は、５月７日時点で新型コロナウイルス感染症の影響による「緊急事態宣言」が継続中であるため、**『会場受付』及び『郵送による受付』**を行います。

この制度により援助を希望される方は、別紙「令和２年度（2020年度）就学援助制度の申込受付を始めます」をお読みのうえ、下記のとおりお申込みください。なお、『会場受付』の予定は、新型コロナウイルス感染症の影響により急遽変更及び中止する可能性があります。

また、この制度は毎年度申込みが必要ですので、前年度認定の方も必ずお申込みください。

記

**１．同封書類**

①案内チラシ「令和２年度（2020年度）就学援助制度の申込受付を始めます」

②就学援助費受給申込書　　③就学援助費受給申込書（記入例）　④返信用封筒

**２．申込み方法**

①会場受付

**「就学援助費受給申込書」**、印鑑、振込先がわかるもの（預金通帳等）、その他必要書類をお持ちのうえ、別紙「お知らせ」に記載の受付会場にお越しください。

②郵送による受付

「就学援助費受給申込書」に記入・押印のうえ、振込先がわかるもの（預金通帳等）及びその他必要書類のコピーをあわせて教育総務課へお送りください。

（新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した場合の所得申告様式(自営業者用)等は市ホームページに掲載しています。）

※必ず「特定記録郵便」か「簡易書留」でお送りください。

なお、教育総務課への到着日が「受付日」となります。

＜送付先＞　〒561-8501　豊中市中桜塚３－１－１

豊中市教育委員会事務局　教育総務課　学務係

※１学期分からの援助の申込締切は、令和２年８月24日（月）（必着）です。

【問合せ先】
〒561-8501　豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所第一庁舎６階）
豊中市教育委員会事務局　教育総務課　学務係
電　話：06-6858-2553

※ 裏面に続きます

## 令和２年度（2020 年度）就学援助認定までの医療券利用の仮発行について

教育委員会では、令和元年度就学援助認定であることを条件に、令和２年度就学援助認定までの間、医療券の仮発行を行います。つきましては、次の点にご留意ください。

① 「子ども医療証」や「ひとり親医療証」との併用はできません。また、豊中市立小中学校以外の在籍者は使用できません。

② 令和２年４月１日以降に受診し、医療券を利用される場合は、教育委員会へ医療券仮発行の申し込みが必要になります（※令和２年３月からの継続治療中であっても、医療機関への医療券発行(送付)はできません）。

③ ４月以降の初回受診の際、医療券を持参しないで受診すると、窓口負担額は患者様の負担となります。この際に「子ども医療証」や「ひとり親医療証」をご利用された場合は、医療券での再精算は行えません。

④ 令和２年度就学援助の申し込みを必ず行ってください。申し込みをされなかった場合や不認定となった場合は、医療券により豊中市が負担した医療費は返金していただくことになります。この場合「子ども医療証」による精算は、市の納付書にて返金後、子育て給付課で可能です。

医療券の申し込みは、学務係の窓口か、または郵送で行えます。

【郵送で行う際の手順】

| 手順 | 備考 |
|---|---|
| 1．医療券交付申込書に必要事項を記入<br>（お子様１人につき１枚） | 申込書は、学務係、庄内出張所、新千里出張所で配布しています。<br>（庄内・新千里出張所では医療券の発行はできません。）<br>豊中市のホームページからもダウンロードできます。<br>豊中市ホームページ［医療券］ |
| 2．学務係へ郵送<br>この２点を忘れず封入 | ①医療券交付申込 ＋ ②返信用封筒（宛先を記入・切手を貼付） |
| 3．学務係に到着後、1週間程度で医療券発行 | 申込書、返信用封筒のいずれかが欠けると医療券を送付できません。 |

◎郵送される際の送付先です。

切り取ってお使いください。

キリトリ

〒561-8501

豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市教育委員会事務局　教育総務課　学務係医療券交付担当宛